

労働保険

労働保険とは？

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の2つをあわせたものをいいます。国が管掌する保険で従業員（パート・アルバイトも含む）を1人でも雇った場合は必ず加入しなければなりません。

（注）未加入のままの状態、労働者が仕事にけがをしたとします。最高2年間遡って保険料を徴収されるのみならず、その費用の100%～40%を事業主が支払わなければなりません。

つぎに、「労災保険」・「雇用保険」の給付は次のとおりです。

労災保険

“工作中的のケガ等”と“通勤途中のケガ”に対する補償です。

I 対象の労働者は… ● 雇われている労働者（パート・アルバイトも含む）総ての方です。

● 「特別加入者」として事業主とその専従の家族の方も労災保険に加入することが出来ます。これは、事業協会に事務委託をすることによるメリットです。

II 給付の内容は… ● 療養の（補償）給付… 治療費の全額
● 休業の（補償）給付… 労災のケガがもとで仕事を休んだ日の4日目から平均賃金の8割
● 障害の（補償）給付… 一定の障害が残った場合、障害の程度によって年金又は、一時金
● 遺族の（補償）給付… 不幸にして死亡された場合、遺族に対して年金又は、一時金
● 介護の（補償）給付… 障害（補償）年金を受けている方に介護を要した場合の給付

雇用保険

以前は、「失業保険」といっていましたが、今では従業員が失業した時の保証のみならず、事業主さんに対しての奨励金や助成金制度などもあり、「雇用保険」というようになりました。

I 対象の労働者は… ● 正社員の方

● パート労働者も次の2つの要件すべてに該当する時は、被保険者となります。

① 1週間の所定労働時間（契約した労働時間）が20時間以上

② 6ヵ月以上雇う見込みのあること

II 給付の内容は… ● 労働者が離職をし、次の仕事につくまでの間の生活の保証をするものです。（被保険者の期間や年齢によって給付の期間は違ってきます。）

● 事業主さんには、就職困難者（年齢の高い方や障害者・母子家庭の母等）を職安の紹介で雇った場合に給料の一部を給付してくれる助成金やその他奨励金があります。

つぎは、気になる「労災保険」・「雇用保険」の保険料についてです。

労働保険料

国が管掌する保険ですから保険料は割安です。

労働保険料 = 労災保険料 + 雇用保険料

労災保険料

（料飲業界の場合）

賃金の総額の 4 / 1000 … 全額事業主負担（損金算入）
「特別加入者」の料率も同じ

雇用保険料

（料飲業界の場合）

賃金の総額の 11.0 / 1000 … 事業主負担（損金算入） 7.0 / 1000
従業員負担（源泉徴収の保険料控除） 4.0 / 1000

例 えば

従業員 1 人 (正社員) 給料総月額	20万円
パート 1 人 1日3時間・週5日@800(労災のみ適用)	月/ 5万円
事業主 (特別加入者) 給付基礎日額	10,000円
女将さん (特別加入者) 給付基礎日額	10,000円

このお店の1カ月の労働保険料は？

労災保険料 従業員分 $250,000 \times 4 / 1000 = 1,000$ 円(事業主負担)
特別加入者 $20,000 \times 365日 \times 4 / 1000 \div 12$ カ月
(2人分) $= 2,433$ 円(事業主負担)

雇用保険料 従業員分 $200,000 \times 11.0 / 1000 = 2,200$ 円
(正社員) うち 事業主負担 $= 1,400$ 円
従業員負担 $= 800$ 円

1カ月事業主負担 $1,000 + 2,433 + 1,400 = \underline{\underline{4,833}}$ 円
従業員負担 $= \underline{\underline{800}}$ 円

☆他に、アスベスト「一般拠出金」として労災保険料の算定基礎賃金額に
0.05/1000を掛けた拠出金が必要です。

料飲事業協会は、あなたのお店の力強い味方です！

「今までの話は、わかったが手続きやその後の事務が大変では？」
とお考えの事業主さん！

ご心配はご無用！

そんな事業主さんのために料飲事業協会協会はあるのです。

当事業協会は、労働保険の加入手続きは勿論、その後の煩わしい
手続きもすべてお忙しい事業主さんに代わって手続きをさせて頂い
ています。

事業協会では
★労保連労働災害共済
★中小企業退職金共済
も取扱っています

組合員加入の
事業主さんへ

労働保険のメンテナンスを 代行いたします

京都府料理飲食業福祉厚生事業協会

☎ 075 (252) 0287

Fax 075 (252) 0288

京都府料理飲食業

福祉厚生事業協会

では、つぎのようなことを行っています。

●どんなこと？

労働保険(労災保険・雇用保険)の事務手続きを代行しています

●委託のメリットは？

- ① 面倒な事務手続きをのがれ、事業に専念する事ができます
- ② 労働保険料を年3回に分納することができます
- ③ 事業主及び家族専従者も労災保険に加入することができます

お問い合わせ は加入されている _____ 組合

又は、事業協会まで

詳しくはご説明にお伺いいたします